

令和6年度低所得者支援給付金に関するお知らせ

【問合わせ】臨時特別給付金事業実施本部 ☎84-0600

エネルギー・食料品価格等の物価高騰が続く中、これらの影響が大きい低所得者世帯の負担を軽減するための支援として以下のとおり給付金を支給します。

「新たに住民税非課税となる世帯」および「新たに住民税均等割のみ課税世帯」に対する臨時特別給付金

対象世帯

ページ番号 1007867



令和6年6月3日(基準日)において、

◇新たに令和6年度住民税非課税となる世帯

◇新たに令和6年度住民税が均等割のみの課税者または均等割のみの課税者而非課税者の世帯

※令和5年度住民税非課税世帯等臨時特別追加給付金(7万円)または令和5年度住民税均等割のみ課税世帯に対する臨時特別給付金(10万円)を受給された世帯は、本給付金の対象外となります。

※本市の住民税均等割額(一人あたり)は4,500円です。

給付額 1世帯あたり10万円

申請・給付方法

対象者へ受給資格等を確認する確認書を7月上旬を目途に順次送付し、指定口座へ振込(手続必要)

次の世帯は、確認書の送付対象とならないため、申請書等の提出が必要です。

(1)世帯の中に一人でも未申告者がいる世帯

(2)本市で課税状況を判定できない世帯(令和6年1月2日以降の転入者を含む世帯など)

(3)DV等により住民票を移すことができない世帯

詳しくは、市ホームページをご覧ください。

申請期限 9月30日(月)

「低所得者(臨時特別給付金の対象者)の子育て世帯」に対するこども加算給付金

対象者 新たに住民税非課税となる世帯および新たに住民税均等割のみ課税世帯に

対する臨時特別給付金(10万円)給付対象世帯で18歳以下の児童がいる世帯主

ページ番号 1006995



給付額 児童1人あたり5万円

申請・給付方法 臨時特別給付金と同じ口座へ振込(手続不要)

支給時期 8月下旬から順次支給予定

※令和5年度住民税非課税世帯等臨時特別追加給付金(7万円)または令和5年度住民税均等割のみ課税世帯に対する臨時特別給付金(10万円)の対象者は受給できません。

令和5年度住民税均等割のみ課税世帯に対する臨時特別給付金の申請は6月28日(金)までです!



ページ番号 1006993

【問合わせ】臨時特別追加給付金事業実施本部 ☎84-0600

住民税均等割のみ課税世帯等を対象とする“臨時特別給付金(1世帯あたり10万円)”の通知が届いている方は、同封の確認書を返送してください。対象世帯へは、3月中旬に郵送しています。

なお、未申告者を含む世帯へは、課税状況の確認ができないため、通知を送付していません。税務課で申告のうえ、ご相談ください。

また、令和5年1月2日以降の転入者を含む世帯、DVを理由に避難している方など、通知が届いていない非課税世帯の方は、申請書や令和5年度住民税非課税証明書などの提出が必要となるため、上記問合わせ先へご連絡ください。

※本給付金の対象者で子育て世帯に対する子ども加算給付金(児童1人あたり5万円)の該当世帯主には、4月以降、本給付金と同じ口座へ順次振り込みしています(手続不要)。